ごみ集積所〈新設・変更・廃止〉届出書

(あて先) 狭 山 市 長 年 月 日

申請者(利用代表者)	住 所	
	氏 名	印
	電話	

「狭山市ごみ集積所設置管理に関する取り扱い」の規定に基づき届出ます。

〈新設・変更・廃	止>場所	狭山市	別紙位置図のとおり
理由			
管理方法	• 集積河	外の物が出された場合、利用者で処分所の清掃については下記のとおり行い ことは、利用者に周知すると共に加入さきます。	*ます。)
使用世帯数		世帯(10世帯以上)裏に記入	してください。
収集開始希望日		年月	Ħ
備 考	添付書類	○民地等に設置の場合は当該地権の設置の場合は設置箇所に接する○民地を通行しなければならない場です。	る地権者の承諾書が必要です。

- (注)上記届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届けを提出してください。
- ※この届出書の内容は、関係各所に周知する場合があります。

ごみ集積所利用全世帯(同居の場合は1世帯のみ記入)内訳

	世帯主氏名	住	所	印		世帯主氏名	住	所	印
1					11				
2					12				
3					13				
4					14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10					20				
※記入しきれない場合は、別紙を用いて記入し添付してください。									

8					18					
9					19					
10					20					
※記入しき										
		———奥	富環境	竟 セミ	ンタ	一処理	欄			
1 現地確認	1 現地確認 年 月 日									
2 判 5	È	イ 承	認							
		口 条件(寸承認							
		ハ不利	系 認							
理 由 _										
3 収集開始	台日	 年	月	日						
ŧ*	すごみ		•		曜日					
ŧ۲	っさないごみ		第	水	曜日					
集積所所在地名						也区				
書類審査	巡視	古紙∙古布	ペットボトル	∕ 缶•	びん	プラスチック	可燃•不燃	申請者	入2	カ